

のうせい 佐用

農業委員会だより

第 33 号

平成 26 年 8 月 5 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017

ちくさ刊



徳久保育園と南光小学校 1 年生による「さつまいも」の苗さし

東徳久農事組合の協力を得て、徳久保育園と南光小学校 1 年生と一緒にさつまいもの苗さしをしました。さし方を教えていただいて、「大きなさつまいもになあれ、甘い甘いさつまいもになあれ。」と心を込めて 1 本ずつ丁寧にさしました。秋の収穫が楽しみです。

主な記事から

- ☆ 農地中間管理事業が始まりました . . . 2～3
- ☆ 農業委員会からのお知らせ . . . 4
- ☆ 編集後記 . . . 4

「農地中間管理事業」が始まりました

担い手へ農地を集積し、コストの削減と生産性の向上を図るため、「農地中間管理事業」が始まりました。同事業では、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構（兵庫みどり公社）が入り、拡散した農地を担い手ごとに集約させることで、農業経営の規模拡大や遊休農地の有効活用を行います。今月号では、同事業の概要などについてお知らせします。



事業の概要 ―農地中間管理機構（兵庫みどり公社）が貸し借りの仲介に―

従来、農地の貸し借りは地主と作り手が相対で決めたり、農業委員会が仲介したりして行われてきました。本事業では、貸し手と借り手の間に『農地中間管理機構（兵庫みどり公社）』が入り、機構が▽農地の借受けや貸付け―などを行います。

また、本事業の特徴として、機構に農地を貸したら、▽転貸先（借受農家）は機構が決定▽機構から農地を借りるときは公募する―といった新しい仕組みで実施します（3ページの上図を参照してください）。

照してください）。

なお、同事業は、農地の集積・集約を有効なものとするため、『人・農地プラン※』の作成などによって、担い手の確保や農地の集積の話し合いが進んでいる地域などを優先的に実施します。

町では現在、県のモデル地区に指定された東徳久地区で取り組まれています。

※「人・農地プラン」とは

集落単位などで5年、10年後の地域農業を話し合い、▽今後中心となる農業者▽将来の農地利用のあり方―などをまとめた計画書です。

現在、町では11か所で作成されています。

貸し方と借り方の基準や期間 ―期間は基本的に10年以上。事前に「人・農地プラン」の作成が必要―

●機構が借り受ける農地の基準
『人・農地プラン』を作成済地域・集落の農地で、借り受ける期間は10年以上の農地を借り受けます。ただし、▽耕作放棄地や再生不能と判断される遊休農地▽1年以内に農地が貸し付けられる可能性が低い―などの農地は借り受けません。

●貸付期間
貸付先の経営の安定に配慮し、10年以上を基本とします。

●小作料

それぞれの地域における実情を勘案し、機構が相手方と協議し決定します。

●貸借を解除する場合の基準

▽借り受けた農地を1年間経過しても貸付を行う見込みがない▽災害などによって、農地として利用継続困難―などの場合に解除できます。

●借受対象と方法

機構から農地を借りたい人は、毎年6月と12月頃行われる借受人の募集に応募してください。※すでに応募されているかたは必要ありません。
※借り受けは個人や法人組織に限っています。集落営農組織で法人化されていない場合、貸付はできません。

農地の集積に係る支援 ―貸し手に対してさまざまな支援を実施―

本事業では、より集積を図るため、貸し手に対して次の支援措置を設けています。
●地域集積協力金（地域に対しての支援）

集落などに対して、農地の一定割合以上が機構に貸し付けられた場合に交付します。

交付単価（10aあたり）

地域内の全農地面積のうち、機構への貸付面積に乘じた金額を交付（10aあたり）
▽基準割合が2割―5割以下・1万円 ▽5割―8割以下・1万4千円 ▽8割以上・1万8千円
※26・27年度2倍、28・29年度は1.5倍の単価

●経営転換協力金（経営転換・リタイアする場合の支援）

機構に貸し付け、経営転換したり、リタイアしたりする農業者などが全農地を10年以上機構に貸し付け、機構から受け手に貸し付けられた場合に交付されます。

※10a未満の自作地などは除外できますが、遊休農地の所有者は対象となりません。
交付単価（1戸あたり）
▽0.5ha以下・30万円 ▽0.5ha―2ha以下・50万円 ▽2ha

以上・70万円

●耕作者集積協力金（農地集積・集約化に協力する場合の支援）

機構の借受農地に隣接する農地を貸し付けた農業者や当該農地を借入耕作していた農業者に對して交付されます。

交付単価（10aあたり）

▽5千円 ※26・27年度2倍、28・29年度は1.5倍の単価

●その他 ―農地集積協力金や規模拡大加算交付金は廃止―

・同事業の創設によって、昨年度まで「人・農地プラン」を作成した集落を対象にした貸し手への「農地集積協力金」や借り手への「規模拡大加算交付金」などの支援は廃止されました。
・協力金には交付要件があります。くわしくは左記までお問い合わせください。

問 光都農地管理事務所

☎0791・58・2194

問 農林振興課農林水産振興室

☎82・0667

農業委員会からのお知らせ

TEL 82-0667
infomation

農業者年金加入のすすめ

●農業者年金の特徴

①少子高齢化時代に強い年金です

自分が積み立てた保険料とその運用益によつて将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

②終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳まで受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

③税制上の優遇措置

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。だから、所得税や住民税の節税につながります。払った保険料の15〜30割程度の節税につながります。

があります。

④保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2〜6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。

⑤保険料の国庫補助があります

認定農業者など一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料（月2万円）の2割、3割、5割の国庫補助があります（最大20年）

全国農業新聞を購読してみませんか

農業経営とくらしに役立つ情報が満載です。ぜひ、ご購入ください。

全国農業新聞とは

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいようにまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地

域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などを掲載しています。

発行日と購読料は

- ・発行日 毎週金曜日
- ・購読料 月額600円（送料、税込み）

購読についてのお問い合わせ

全国農業新聞 新聞業務部
・電話 03・6910・1130
町農業委員会でも申込みできます。



◆農業委員会総会は

原則として、毎月20日です

許可申請締切日

◆農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。
9月の委員会分については、8月29日が締切日です。

編集後記

今回は、今年度創設された「農地中間管理機構」についての特集を組みました。

農業者の高齢化と後継者不足の中でいかに農地を守り、耕作放棄地の発生を防止していかかが課題です。

農業委員会では、毎年8月を農地パトロール月間とし、農地違反転用の防止、遊休農地の発生防止・解消と優良農地の確保に取り組んでいます。

今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

編集委員 江見勝二

編集委員会

委員長	森崎文和
副委員長	衣本利美
委員	江見勝二
委員	長田政俊
委員	保田實
委員	阿曾則康
委員	直木敏之
委員	舟引進八